

貝塚市新庁舎整備事業PFIアドバイザー等業務委託  
にかかる公募型プロポーザル方式の実施要領

貝 塚 市

## 1. 業務目的

本業務は、貝塚市（以下「市」という。）が行う新庁舎整備事業の実施にあたり、庁舎及び庁舎周辺施設の個別施設計画策定並びにP F I手法による民間事業者の公募・選定・契約事務を円滑に行うため、必要な諸手続きに係る資料等の作成及び各種支援等を受けることを目的とする。

## 2. 業務概要

### (1) 業務名

貝塚市新庁舎整備事業P F Iアドバイザー一等業務

### (2) 業務内容

別添「貝塚市新庁舎整備事業P F Iアドバイザー一等業務委託特記仕様書」のとおり

### (3) 委託期間

契約日の翌日より2020年3月13日まで

### (4) 見積限度額

業務に係る平成29年度から平成31年度までの債務負担行為限度額は、32,000,000円（消費税等の額を含む。）である。

### (5) 委託料の支払い

業務完了後の一括払いとし、請求に基づき支払うものとする。

## 3. 担当部署及び関係書類の交付等

### (1) 下記に掲げる部署を、本件プロポーザルの担当部署とする。

貝塚市役所総務市民部総務課

住 所：〒597-8585 大阪府貝塚市畠中1丁目17-1

電 話：072-433-7393

F A X：072-433-7511

E-Mail：soumu@city.kaizuka.lg.jp

### (2) 関係書類の交付

市ホームページからのダウンロードを原則とする。

## 4. 参加資格の条件

- (1) 市に一般競争（指名競争）入札参加資格申請書を提出し、貝塚市入札参加資格を得ていること。
- (2) 市及び他の自治体において入札参加停止要綱に基づく入札参加停止等の措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 貝塚市暴力団排除条例（平成24年貝塚市条例第23号）第10条に基づく措置を受けていないこと。
- (6) 公租公課を滞納していないこと。
- (7) 代表会社として、地方公共団体が発注するP F Iアドバイザー業務（P F I導入可能性調査単独の業務は含まない。）の受託実績を有すること。

## 5. 配置予定技術者

予定技術者は、次の各号の要件を満たす、管理技術者1名、照査技術者1名、担当技術者を必要数配置することとする。

### (1) 管理技術者

管理技術者は、地方公共団体が発注するP F Iアドバイザー業務（P F I導入可能性調査単独の業務は含まない。）の『管理技術者』としての実績がある者を置くものとする。

※管理技術者とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統括を行うものをいう。

(2) 照査技術者

照査技術者はPFIアドバイザー業務（PFI導入可能性調査単独の業務は含まない。）の業務実績のある者を置くものとする。

※照査技術者とは、専門分野に対して高度な技術もしくは知見、十分な実務経験を有し、担当業務において中心的に業務を実施する者をいう。

(3) 担当技術者

担当技術者は業務の遂行のため必要数置くものとする。

## 6. 参加申込等に関する質問の受付・回答

(1) 提出方法

参加事業者は、法人名、担当者名、担当連絡先及び質問内容を簡潔にまとめ、メールで3(1)の部署宛に提出するものとし、送信時には必ず電話で受信の確認を行うものとする。

(2) 提出期間

平成30年1月5日（金）から平成30年1月12日（金）まで

(3) 回答方法

回答は、平成30年1月16日（火）にメールにより行う。回答後に参加申込書を提出した参加申込者に対しては参加申込時に文書により行う。

## 7. 参加申込書等の提出

(1) 提出書類

各1部提出すること。

①参加申込書【様式1】

②会社概要書（予定協力会社についても提出すること）【様式2】

③協力会社等一覧【様式3】

④代表会社としてのPFIアドバイザー業務に関する業務実績【様式4-①】

⑤代表会社としての「公共施設等総合管理計画」又は「個別施設計画」策定業務に関する業務実績【様式4-②】

⑥法人登記現在事項証明書（謄本）〈原本〉

⑦納税証明書〈原本〉

(a) 国税の納税証明書（最新年度分）

本店にかかる法人税・消費税及び地方消費税（証明書の種類その3の3）

(b) 貝塚市税を滞納していないことを証明する書類（市内業者のみ）

※市ホームページから様式をダウンロードし、申請すること。

⑧誓約書【様式5】

⑨業務実施体制【様式6】

⑩管理技術者の経歴【様式7】

(2) 提出書類の受付

書類受領確認の為、参加申込書記載のメールアドレス宛に随時受付完了メールを送信する。

①提出期間

受付期間：平成30年1月5日（金）から平成30年1月19日（金）まで  
（土曜日、日曜日を除く。）

受付時間：午前9時から午後5時

②提出方法及び提出先

提出方法：持参又は郵送（郵送の場合、特定記録郵便とし、平成30年1月19日（金）必着とする。）

提出先：3(1)の部署とする。

## 8. 一次審査（書類審査）

### （1）参加申込書等の審査（一次審査）

一次審査は、貝塚市新庁舎整備事業PFIアドバイザー等業務委託プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）で行う。参加資格を有する申込者の中から、審査基準に基づき、7（1）に記載の提出書類を基に審査し選定する。ただし、一次審査通過者が3者以上となった場合は、評価点の高いものから上位3者（同順位に3者以上あればその数）を選定する。

### （2）選定基準

16 審査基準のとおりとする。

### （3）審査結果の通知

一次審査の結果は、平成30年1月25日（木）に全ての一次審査応募者に郵送により通知する。

### （4）審査結果の公表

一次審査の結果について、参加者数と一次審査通過者数を市ホームページ上で公表する。

## 9. 二次審査（プレゼンテーション審査）

### （1）企画提案の審査

二次審査は、企画提案者（以下「提案者」という。）による企画提案書【様式8～10】、（以下「提案書」という。）及び見積書の提出、並びに、プレゼンテーション及びヒアリングを行い、委員会において提案内容を総合的に評価して最優秀提案者を選定し、その者を受託候補者とする。

### （2）提案書の提出

提案書は、10 提案書の作成に関する留意事項を確認の上作成し、下記期間内に 12 部（正本1部、副本11部）提出すること。

#### ①提出期限

受付期間：平成30年1月26日（金）から平成30年2月9日（金）まで  
（土曜日、日曜日を除く。）

受付時間：午前9時から午後5時

#### ②提出方法及び提出先

提出方法：持参又は郵送（郵送の場合、特定記録郵便とし、平成30年2月9日（金）必着とする。）  
提出先：3（1）の部署とする。

### （3）プレゼンテーションの日程

プレゼンテーションは下記の日程で行う。プレゼンテーション実施日時、場所については、一次審査通過者に、メールにより別途通知する。

日程：平成30年2月15日（木）から平成30年2月21日（水）の期間中に設定。

### （4）評価の基準

16 審査基準のとおりとする。

### （5）プレゼンテーションの説明者

プレゼンテーション及びヒアリングには管理技術者を予定とする者は必ず出席することとし、説明者は管理技術者を予定とする者を含めて3名以内とする。

### （6）プレゼンテーションの条件

プレゼンテーションは下記の条件を順守するものとする。

①プレゼンテーション 30分以内

②ヒアリング 30分以内

③プレゼンテーションにパソコンを使用する場合は、各自で持参すること（スクリーン、プロジェクターは市が用意する）。

④プレゼンテーションの順番は提案書の受付順とする。

⑤郵送で同日同時刻到着した場合は、会社名の五十音順とする。

- (7) 審査結果の通知  
二次審査の結果は、平成30年2月23日（金）に全ての二次審査参加者に郵送により通知する。
- (8) 審査結果の公表  
二次審査の結果について、参加者数と受託候補者を貝塚市公式ホームページにおいて公表する。

## 10. 提案書の作成に関する留意事項

- (1) プロポーザルは、委託業務における具体的な取り組み方法について提案を求めるものであり、成果の提出を求めるものではない。本実施要領に記載された事項以外の内容を含む提案書については、提案を無効にする場合がある。
- (2) 文字サイズは11ポイント以上とする。
- (3) 提出される書類の著作権は、作成者に帰属するものとする。ただし、採用した提案書等の著作権は、市に帰属する。採用・不採用に関わらず、貝塚市は本プロポーザルの報告、公表等のために必要な場合は、提出書類等の内容を無償で使用できることとする。
- (4) 提出後における提案書の差替え、追加、削除等は認めない。また、その理由如何に関わらず提案書の返却は行わない。
- (5) 市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求め、また記載内容に関する聞き取り調査を行うことがある。
- (6) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、貝塚市個人情報の保護及び情報公開に関する条例（平成9年貝塚市条例第31号）に基づき、提案書を公開することがある。
- (7) 第三者の著作権の使用については、提案者の責任において必要な手続を取らなければならない。

## 11. 提案書等に関する質問の受付・回答

- (1) 提出方法  
参加事業者は、法人名、担当者名、担当連絡先及び質問内容を簡潔にまとめ、メールで3(1)の部署宛に提出するものとし、送信後には必ず電話で受信の確認を行うものとする。
- (2) 提出期間  
平成30年1月26日（金）から平成30年1月30日（火）まで
- (3) 回答方法  
回答は、全ての二次審査参加者に対して平成30年2月1日（木）にメールにより行う。

## 12. 見積書の提出

提案書に記載する内容を踏まえて、本業務に係る見積書（消費税及び地方消費税を含む）を提案書と共に提出すること。ただし、契約金額の上限額以内とし、上限額を超える見積額を記載した場合は失格とする。

## 13. 契約の締結

受託候補者と市が協議し、委託業務に係る仕様を確定させたいうで、契約を締結する。

ただし、契約条件等が合致しない場合は、契約を締結しない場合がある。その場合は、次点者と契約交渉をおこなう。

## 14. その他の留意事項

- (1) 業務委託契約を締結するまでの間に次に掲げる事由に該当した場合は、参加資格を喪失するものとする。
  - ①提出された書類に虚偽が判明した場合
  - ②本業務に関わる事項において、他の応募者と技術提案の内容等について相談した場合
- (2) 応募に関する必要な費用はすべて応募者の負担とする。
- (3) 提案者が1者の場合も有効なものとして取り扱うものとする。

- (4) 適切な提案がない場合は最優秀提案者の選定を行わない場合がある。
- (5) 本件プロポーザルの手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (6) 本件プロポーザルに係る説明会は、開催しない。
- (7) 貝塚市に提出した資料は、一切返却しない。
- (8) 参加意思表示後、辞退する者は、辞退届（任意様式）を3（1）の部署に提出すること。
- (9) 審査の経過については一切公表しない。また、審査結果についての異議申立は受け付けない。

## 15. スケジュール

項目	日程
募集要領の公告	平成30年1月5日（金）
参加申込等に関する質問書提出期間	平成30年1月5日（金）～平成30年1月12日（金）
参加申込等に関する質問回答日	平成30年1月16日（火）
参加申込書提出期間	平成30年1月5日（金）～平成30年1月19日（金）
提案書提出者選定通知日	平成30年1月25日（木）
提案書提出期間	平成30年1月26日（金）～平成30年2月9日（金）
提案書等に関する質問書提出期間	平成30年1月26日（金）～平成30年1月30日（火）
提案書等に関する質問回答日	平成30年2月1日（木）
プレゼンテーション実施期間	平成30年2月15日（木）～平成30年2月21日（水）
受託候補者決定通知日	平成30年2月23日（金）
契約に向けた事前協議期間	平成30年3月1日（木）～平成30年3月9日（金）
契約締結日	平成30年3月12日（月）

## 16. 審査基準

### (1) 基本事項

本件プロポーザルに参加することができる事業者は、専門的な知識、経験及び実績を有することが必要となるため、参加者が備えるべき資格要件の確認を行う。まず、一次審査で最低限の資格要件を満たしているかを判断し、二次審査において、企画提案書、見積書、プレゼンテーションの審査を行い、受託候補者を選定する。

### (2) 審査対象

①参加申込書【様式1】～【様式7】

②企画提案書【様式8】～【様式10】※ただし、【様式9 - ①】、【様式9 - ②】及び【様式10】を複写して使用する場合は、A4用紙（片面）3枚以内とする。

③プレゼンテーション

④見積書

### (3) 審査項目の配点及び評価基準

#### 配点

審査項目		対象審査	配点
評価項目	(1) 企業評価	一次審査	15
	(2) 管理技術者評価		15
	(3) 技術力評価	二次審査	60
	(4) 業務工程		20
	(5) プレゼンテーション・ヒアリング		20
	(6) 見積金額		20
配点合計			150

評価率

評価	評価の度合	評価率
A	特に優れている	1.0
B	優れている	0.8
C	普通	0.6
D	やや劣る（最低限の水準には達している）	0.4
E	劣る（水準未達、記載不備）	0.0

※評価項目（3）～（5）に適用する。

提出書類ごとの評価項目及び評価基準

評価項目	評価基準	応募書類	配点 ※最高点	小計	審査
(1) 企業評価	代表会社として、地方公共団体が発注するPFIアドバイザー業務（PFI導入可能性調査単独の業務は含まない。）の実績があるか （受託件数：4件以上→5点、3件→4点、2件→3点、1件→2点、なし→失格）	様式4	5	15	一次 審査
	上記の実績のうち、主たる庁舎の整備を対象としたPFI事業に関するアドバイザー業務の実績があるか （受託件数：4件以上→5点、3件→4点、2件→3点、1件→2点、なし→0点）		5		
	代表会社として、地方公共団体が発注する「公共施設等総合管理計画」又は「個別施設計画」の策定業務実績があるか （受託件数：4件以上→5点、3件→4点、2件→3点、1件→2点、なし→0点）		5		
(2) 管理技術者 評価	予定管理技術者に、地方公共団体が発注するPFIアドバイザー業務（PFI導入可能性調査単独の業務は含まない。）の『管理技術者』としての実績があるか （受託件数：4件以上→5点、3件→4点、2件→3点、1件→2点、なし→失格）	様式7	5	15	
	上記の実績のうち、主たる庁舎の整備を対象としたPFI事業に関するアドバイザー業務の『管理技術者』としての実績があるか （受託件数：4件以上→5点、3件→4点、2件→3点、1件→2点、なし→0点）		5		
	予定管理技術者に、地方公共団体が発注する「公共施設等総合管理計画」又は「個別施設計画」の策定業務実績があるか （受託件数：4件以上→5点、3件→4点、2件→3点、1件→2点、なし→0点）		5		

評価項目	評価基準	応募書類	配点 ※最高点	小計	審査
(3) 技術力 評価	<p>&lt;テーマ1&gt; 庁舎及び庁舎周辺施設の再編の考え方について &lt;評価基準&gt; 的確性(与えられた条件との整合性)や実現性(理論的な裏付け)があり、業務に対する理解度の高い提案となっているか。</p>	様式9	30	60	二次 審査
	<p>&lt;テーマ2&gt; 国が実施する「市町村役場機能緊急保全事業」の一部適用を想定した、PFIアドバイザー業務の考え方について &lt;評価基準&gt; 「市町村役場機能緊急保全事業」の一部適用を想定し、PFI事業の先行事例等を踏まえた、実現性があり、業務を円滑に推進できる提案となっているか。</p>		30		
(4) 業務工程	業務工程表は実現性が高く妥当か	様式10	20	20	
(5) プレゼンテーション・ヒアリング	プレゼンテーション・ヒアリングで官民連携に関する高い専門性が評価できるか	/	10	20	
	プレゼンテーション・ヒアリングで応答が明快であるか	/	5		
	プレゼンテーション・ヒアリング等から本事業の趣旨について十分な理解が認められるか	/	5		
(6) 見積金額	<p>事業の業務に係る見積額は、見積限度額以内とすること。<u>上限額を超える見積額を記載した場合は失格とする。</u></p> <p>【算式】</p> $\text{配点} \times \left[ 1 - \frac{\text{当該提案者 見積価格} - \text{全提案者中 最低見積価格}}{\text{契約予定 限度額} - \text{全提案者中 最低見積価格}} \right]$ <p>(小数点以下第1位を四捨五入する。)</p>	/	20	20	
合計			150		